

(様式1)

ねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコット等使用許諾申請書

令和3年〇月〇日

ねんりんピック愛顔のえひめ2023  
実行委員会会長 宛

(申請者)

住所 (所在地)	〒790-〇〇〇〇 松山市一番町〇丁目〇番地〇		
企業・団体等名	株式会社ねんりんピック		
代表者名	代表取締役社長 ねんりん 太郎		
担当者名	営業部 愛媛 花子		
電話番号	089-〇〇〇-〇〇〇〇	F A X	089-〇〇〇-〇〇〇〇
メール	nenrin〇〇@〇〇.〇〇.jp		

ねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコット等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、裏面の附帯事項を承諾します。

使用目的	県産品の販売を通じて、大会をPRするため。
使用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他
作成物 (内容、種類、品種等)	みかんジュース
使用期間	令和3年5月1日～令和4年3月31日
使用・頒布等の場所	県内各店舗、道の駅
価格※1	500円
製造個数	1,000本
実行委員会ホームページへの掲載の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載可 <input type="checkbox"/> 掲載不可
その他	

※1 商品の場合は小売価格（消費税及び地方消費税を含まない）、景品及び広告の場合は製造価格を記入。

使用要綱第5条各号に該当しないことを誓約します。

企業・団体等名 株式会社ねんりんピック

代表者名 代表取締役社長 ねんりん 太郎

審査には、申請受付後2週間程度の日数がかかります。申請受付日と使用期間の開始日が近い場合、使用期間は許諾日からの開始に変更することがあります。

商品を販売する場所を記入してください。

(参考 要綱第5条)

第5条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、マスコット等の使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

【添付書類】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- その他

【附帯事項】

- (1) ねんりんピック<sup>えがお</sup>愛顔のえひめ2023デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「ねんりんピック<sup>えがお</sup>愛顔のえひめ2023マスコットキャラクターみきゃん」、「愛媛県<sup>えがお</sup>みきゃん」、「愛媛県こみきゃん」と標記を付すること。
- (5) 原則として、マスコット等の近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) 実行委員会からマスコット等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。